

令和8年度 燕市中小企業支援制度 ～ 事業概要 ～

燕市産業振興部 商工振興課・観光振興課

燕市企画財政部 地域振興課

燕市市民生活部 生活環境課

目次

制度融資	1.地方産業育成資金	p1 産	SDGs推進	23.SDGs経営（SBT認証取得等）促進事業補助金	p14 新
	2.中小企業振興資金			24.中小企業CO2排出量可視化促進事業	p14 環
	3.工場等移転資金			25.地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金【拡充】	
	4.小売商業近代化資金	p2 産	新商品開発支援	26.新商品新技術開発支援補助金	p15 新
	5.小規模企業振興資金		基盤技術の内製化	27.基盤技術人材育成支援事業補助金	p15 産
保証料補給	6.信用保証料の補給	p3 産	企業立地支援	28.企業誘致奨励事例	p16 新
経営改善・事業継続	7.中小企業持続化計画策定支援事業補助金	p4 産		29.産業開発促進条例	
	8.小規模事業者経営改善資金利子補給金【新規】			30.地域経済牽引事業に係る固定資産税の特例条例	
販路拡大	9.国内見本市出展サポート補助金	p5 産		31.企業立地促進補助金	p17 新
	10.海外見本市出展サポート補助金			32.産業用地開発事業奨励金	
研修受講料支援	11.中小企業研修受講料補助金	p6 産	33.工場等取得資金利子補給金【新規】	p18 新	
小売商業活性化支援	12.商店街店舗リノベーション補助事業	p7 産	34.空き工場等活用促進補助制度【拡充】		
	13.まちなかにぎわい創出事業補助金		産業観光受入体制整備支援	35.産業観光受入体制整備事業補助金【拡充】	p20 観
創業支援	14.創業支援家賃補助金	p8 産		36.産業観光受入協力事業補助金【拡充】	
	15.創業支援資金利子補給金		仕事と子育ての両立支援	37.みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金【拡充】	p21 協
環境負荷低減対策支援 (トリクロロエチレン関係)	16.環境負荷低減対策支援事業「専門家派遣補助金」	p9 産		38.訪問型職場環境改善支援	
	17.環境負荷低減対策支援事業「設備改善資金補助金」		育休取得支援	39.男性の育児休業取得促進奨励金	p22 協
DX推進支援	18.DX計画策定支援補助金【新規】	p10 新		40.育児短時間勤務給付金	
	19.スマートファクトリー加速化補助金【新規】		移住・就業支援	41.移住者住宅費補助金（家賃補助金）	p23 交
品質管理支援	20.ISO9001等認証取得支援補助金【拡充】	p11 新		42.移住・就業等支援事業補助金（移住支援金）	
働きやすい職場環境整備支援	21.工場等暑熱対策総合支援補助金【拡充】	p12 産	43.子育て世帯移住・就業等支援事業補助金（子育て世帯移住支援金）	p24 交	
	22.働きやすい職場環境整備支援補助金	p13 産	44.地方就職支援金		

※補助金は先着順で受け付け、予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。詳細は各 HP をご覧ください

お問い合わせ

産 = 商工振興課 産業支援係 ☎0256-77-8231 shoko@city.tsubame.lg.jp

新 = 商工振興課 新産業推進係 ☎0256-77-8232 shoko@city.tsubame.lg.jp

観 = 観光振興課 産業観光係（燕市産業史料館内）

☎0256-63-7666 sangyoshiryokan@city.tsubame.lg.jp

協 = 地域振興課 協働推進係 ☎0256-77-8361 chiiki@city.tsubame.lg.jp

交 = 地域振興課 交流推進係 ☎0256-77-8364 chiiki@city.tsubame.lg.jp

環 = 生活環境課 環境政策係 ☎0256-77-8167 kankyo@city.tsubame.lg.jp

制度融資

1. 地方産業育成資金

- ・融 資 対 象：市内中小企業者
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	上限	融資期間（据置）	利 率
運転資金	1,000 万円	5 年以内(6 ヶ月)	年 2.60 % 保証付
設備資金		7 年以内(6 ヶ月)	年 2.10%(100%保証利率) 年 2.30%(責任共有利率)

2. 中小企業振興資金

- ・融 資 対 象：市内中小企業者
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	上限	融資期間（据置）	利 率
運転資金	2,000 万円	7 年以内（1 年）	年 1.9%
設備資金(建物含む)	2,000 万円	10 年以内（1 年）	
運転・設備併用	3,000 万円	10 年以内（1 年）	

3. 工場等移転資金

- ・融 資 対 象：①燕市都市計画用途指定地域による「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」以外で 3 年以上事業を営み、工場適地指定地域に全面移転する事業所
②上記地域で 3 年以上事業を営み、工場適地指定地域に移転又は拡張する事業所
③10 年以上継続して事業を営み、工場適地指定地域に新設する市外の事業所
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	上限	融資期間（据置）	利 率
工場等用地及びこれに係る造成費	5,000 万円	10 年以内（1 年）	年 1.8%

4. 小売商業近代化資金

- ・融 資 対 象：①市内の商店街振興組合及びこれと同等の小売商業等を営む者からなる組織体
②3年以上市内で事業を営み資本金 5,000 万円以下で従業員 20 人以下の法人及び個人
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	上限	融資期間(据置)	利 率
(1) 店舗の新・増・改築 及び賃貸店舗新装 (2)歩道整備 (3)駐車場 (4)賃貸店舗出店に係 る敷金・保証金	【組合】 3,000 万円 【その他】 2,000 万円	6 年以内 (1 年)	年 1.8%

5. 小規模企業振興資金

- ・融 資 対 象：従業員数が 20 人以下（商業・サービス業にあつては5人以下）の法人及び個人
- ・担保・保証人：無担保・無保証人（保証協会・特別小口保証制度）
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	上限	融資期間 (据置)	利 率
運転資金	1,000 万円	7 年以内 (1 年)	年 1.9%
設備資金		10 年以内 (1 年)	

- 取扱金融機関 下表の金融機関で、燕市内の本店・支店に限る。

名 称	
第四北越銀行	大光銀行
三条信用金庫	協栄信用組合
新潟県信用組合	新潟大栄信用組合
新潟かがやき農業協同組合（地方産業育成資金のみ取扱い）	

6. 信用保証料の補給

概要：市内の中小企業者が市内の金融機関から資金の貸し付けを受ける際に、新潟県信用保証協会から信用保証を受けた場合、その信用保証料の一部又は全部に相当する額を補助し、利用者の負担軽減を図ります。

補給対象制度融資名	貸付金額（保証付融資金額）
【燕市制度】	
○地方産業育成資金 ○中小企業振興資金 ○工場等移転資金 ○小売商業近代化資金 ○小規模企業振興資金	各々の資金について ・300万円以下・・・・・・・・・・100% ・300万円超500万円以下・・・・・・・・75% ・500万円超2,000万円以下・・・・・・・・50% ※ただし、中小企業振興資金の1,000万円超は設備資金に限る。
【新潟県制度】	
○小規模企業支援資金	
小口零細企業保証制度要件	・2,000万円以下・・・・・・・・・・75%
○中小企業創業等支援資金	
創業枠 ・一般要件 ・金融機関提案要件 ・スタートアップ創出促進保証制度要件	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
○セーフティネット資金（経営支援枠）	
第1項-セーフティネット保証5号対応要件 第5項-売上・利益減少要件	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
第6項-物価高騰等対策特別要件	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
第7項-米国関税対策特別要件	・3,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○事業承継資金	
	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
○フロンティア企業支援資金（脱炭素枠・DX推進枠）	
	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○事業再生資金	
	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○経営改善サポート資金	
	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○魅力ある職場づくり応援資金	
	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%

※上記以外の融資については、信用保証料補給の対象外となります。

7. 中小企業持続化計画策定支援事業補助金

- ・ **補助対象** : 市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **補助内容** : 対象経費の1/2以内、上限10万円
- ・ **対象経費** : 次の計画策定の際に要する経費

区 分	経 費
経営改善計画 (通称405事業)	認定支援機関に支払う経費 ・新潟県中小企業活性化協議会から交付を受けた補助金を除いた自己負担額
早期経営改善計画 (バリューアップ支援事業)	
事業承継	認定支援機関に支払う経費(業務委託料、M&Aに関する仲介費用、研修講師謝金など)
BCP (事業継続計画)	認定支援機関、金融機関、コンサルタント等に支払う経費(業務委託料、研修講師謝金など)

- ・ **受付期間** : 随時受付 ※事前にご相談ください。

8. 小規模事業者経営改善資金利子補給金【新規】

- ・ **補助対象** : つばめ商工会又は燕商工会議所の会員であり、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資(通称「マル経融資」)を受ける、市内の小規模事業者。
- ・ **補助内容** : 融資額の500万円までを限度額とし、当該資金にかかる負担利子2%までを融資実行日から1年間、利子補給金として負担します。
- ・ **受付期間** : 随時受付

9. 国内見本市出展小間料補助金

- ・ **補助対象** : 市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象見本市** : 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)に国内で開催される見本市等
- ・ **補助内容** : 出展小間料の1/2以内、上限25万円
- ・ **交付回数** : 1事業所 同一年度2回まで
※ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール2026受賞企業は3回まで
- ・ **受付期間** : 令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)
(注意) 実施内容に販売を含む出展は対象外となります。

10. 海外見本市出展サポート事業補助金

- ・ **補助対象** : 市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象見本市** : 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)に海外で開催される見本市等
- ・ **対象経費** : 会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、展示品等輸送費、旅費、謝金など
- ・ **補助内容** : 対象経費の1/2以内 上限 : 初回75万円、2回目50万円、3回目25万円
※交付を受けた回数(平成29年度から数える)に応じて段階的に上限が引き下がり、累計で3回までとなります。
- ・ **交付回数** : 1事業所 同一年度1回限り
- ・ **受付期間** : 令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)
(注意) (公財)燕三条地場産業振興センターが実施する共同出展及び実施内容に販売を含む出展は対象外となります。

11. 中小企業研修受講料補助金

- ・ **補助対象**：市内の中小企業者またはその従業員
- ・ **対象研修**：中小企業大学校三条校、中小企業基盤整備機構、燕三条地場産業振興センター、新潟産業創造機構、三条テクノスクール、ポリテクセンター新潟及びポリテクカレッジ新潟の主催する研修／新潟県労働衛生医学協会が主催する「有機溶剤作業主任者技能講習又は能力向上教育」又は「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」、産業環境管理協会が主催する「公害防止管理者等資格認定講習水質関係第1種又は水質関係第2種」
- ・ **補助内容**：各研修に対し1事業所2人以内、1人当たり上限2万円とし、補助率は次のとおり。

交付対象者	研修種別	補助率
小規模企業者（※1）	長期研修（※3）	2/3 以内
	短期研修	1/2 以内
中規模企業者（※2）	—	1/3 以内

※1. 従業員が商業・サービス業で5人以下、それ以外では20人以下の中小企業者

※2. 小規模企業者以外の中小企業者

※3. 100時間を超える研修

- ・ **受付期間**：随時受付。

（注意）研修申込後に申請してください。

研修機関への申込を完了後、研修開始前日までに申請を行ってください。

12. 商店街店舗リノベーション補助事業

(1) 未利用店舗等の活用に対する補助

- ・ **概要** : 市内の既設商店街において、小売業を営む目的で空き家等に入居する者に対して、当該店舗の改装資金の一部を補助します。
- ・ **補助内容** : 店舗改装資金の 1/2 以内、上限 150 万円
同一入居者において 1 回限り
- ・ **受付期間** : 随時受付 ※事前にご相談ください。

(2) 小売店舗新改装設備に関する補助

- ・ **概要** : 自己の使用している小売店舗の新改装を行うために金融機関から資金の貸付けを受けた小売業者に対し、その資金にかかる負担利子の一部を助成します。
- ・ **補助対象** : 店舗の新改装(建物本体は除く)に伴う内装費及びこれに伴って設置される什器・備品にかかる費用のための融資
- ・ **補助内容** : 融資額の 2,000 万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子 2 %までを融資実行日から 5 年間、利子補給金として負担します。
- ・ **受付期間** : 随時受付 ※事前にご相談ください。

13. まちなかにぎわい創出事業補助金

- ・ **補助対象** : 商業地域・準商業地域※1 (ロードサイドは除く) 及び「燕市都市計画マスタープランにおける賑わい交流拠点地区」内における、「にぎわいの創出」「回遊性向上」「イメージアップ」を図る取り組み
 - ・ **対象事業** : 下記の要件を満たすもの
 - ① 該当エリアに住所を有する者、または主たる事務所若しくは活動拠点を有する者が 2 人以上いる団体が実施するもの
 - ② 単発的、一過性の取組ではないもの
 - ・ **補助内容** : 対象経費の 2/3 以内 1 件あたり上限 40 万円
(補助金の額が 5 万円未満の場合は対象外)
 - ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 4 月 10 日 (金) ※事前にご相談ください。
- ※1 燕市都市計画区域に基づくエリアです。詳しくは窓口へお問い合わせください。

14. 創業支援家賃補助金

- ・ **補助対象**：これから市内に創業をしようとする個人又は法人で、人口集中地区（「DID地区※1」及び「燕市都市計画マスタープランにおける賑わい交流拠点地区」）内の空き家（利用されていない家、店舗、事務所、倉庫）を活用して新規創業を行おうとする者
- ・ **対象要件**：下記の要件を満たす者
 - ① 事業の継続が1年以上見込まれる者
 - ② 賃貸借契約を締結する空き家等の所有者と3親等以内でない者
- ・ **補助内容**：空き家等賃借料（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、消費税等を除く。）の1/3以内、1月につき5万円を限度とし12月以内
- ・ **受付期間**：随時受付 ※事前にご相談ください。
※1：直近の国勢調査の結果に基づくエリアです。詳しくは窓口へお問い合わせください。

15. 創業支援資金利子補給金

- ・ **補助対象**：これから市内に創業をしようとする個人又は法人で、取扱金融機関から創業のための事業資金の融資を受けて事業を行おうとする者
- ・ **補助内容**：融資額の500万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子2%までを融資実行日から3年間、利子補給金として負担します。ただし、創業時の1回限り。
- ・ **取扱金融機関**：下記金融機関で、日本政策金融公庫を除き燕市内の本店・支店に限る。

名 称	
第四北越銀行	大光銀行
三条信用金庫	新潟県信用組合
協栄信用組合	新潟大栄信用組合
日本政策金融公庫	

- ・ **受付期間**：随時受付 ※事前にご相談ください。

16. 環境負荷低減対策支援事業「専門家派遣補助金」

- ・ **補助対象**：トリクロロエチレンの大気排出量の抑制のため専門家による環境測定を利用した場合、以下の全てに該当するもの
 - ① 市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる者であること
 - ② 環境負荷低減対策を行うために必要な許認可並びに免許等を受けている、もしくは受けることが確実であること
 - ③ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・ **補助内容**：専門家による環境測定または NICO の実施する専門家派遣事業のうち、中小企業の生産工程の環境改善に資するものにかかる経費（実費費用）を補助（上限：1回あたり 15,000 円）。
- ・ **受付期間**：令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

17. 環境負荷低減対策支援事業「設備改善資金補助金」

- ・ **補助対象**：トリクロロエチレン（有機溶剤）の大気排出量の低減に資する設備改善であり、以下の全てに該当するもの
 - ① 市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる者であること
 - ② 環境負荷低減対策を行うために必要な許認可並びに免許等を受けている、もしくは受けることが確実であること
 - ③ 専門家の診断により、揮発性有機化合物等の排出抑制に資する事業であること
 - ④ 「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」の適合確認を受けている、もしくは受けることが確実であること など

・ **補助内容**：

対象事業	上限	補助率
洗浄装置、排出ガス回収装置等の本体の新設	250 万円	対象経費の 1/2
洗浄装置、排出ガス回収装置等の改修など	50 万円	

- ・ **対象経費**：上記対象事業を行うために必要な機器、備品等の購入や改修並びに作業環境の改善に必要な経費及び機器等設置に必要な本体工事及び付帯工事。
- ・ **受付期間**：令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

18. DX 計画策定支援補助金【新規】

- ・ **補助対象** : 市内で 1 年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象事業** : 事業所の DX 化に向けたロードマップ等作成事業
- ・ **対象経費** : ロードマップ等作成にかかるコンサルティング費用
- ・ **補助内容** : 対象経費の 1/2 以内、上限 20 万円
- ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 11 月 30 日 (月)

19. スマートファクトリー加速化補助金【新規】

- ・ **概要** : 国の「デジタル化・AI 導入補助金」もしくは「中小企業省力化投資補助金」の採択を受けたもので、製造業等のスマートファクトリー化に資する内容の事業に限り、その自己負担分の一部を補助する。
 - ・ **補助対象** : 以下の要件をすべて満たす事業者
 - ① 市内で 1 年以上事業を営む中小企業者であること
 - ② 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業を営んでいること
 - ③ つばめ子育て応援企業の認定を受けていること
 - ④ 「デジタル化・AI 導入補助金」もしくは「中小企業省力化投資補助金」の採択を受けていること
 - ・ **対象事業** : スマートファクトリー化に資する事業
 - ・ **補助内容** : 対象経費の 1/2 以内、上限 200 万円
 - ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 12 月 25 日 (金)
- ※事前にご相談ください

20.ISO9001 等認証取得支援補助金 **【拡充】**

- ・ **補助対象** : 市内で 1 年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象事業** : ISO9001・ISO13485・ISO14001・ISO/IEC27001・ISO45001・IATF16949・JISQ9100 の認証取得にかかる経費
- ・ **対象経費** : ①審査登録機関へ支払う経費
②コンサルタント指導に要する経費
- ・ **補助内容** : 対象経費の 1/2 以内、上限 50 万円
- ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~令和 9 年 3 月 31 日 (水)
※事前登録が必要になります。ご相談ください。

21.工場等暑熱対策総合支援補助金【拡充】

- ・ **補助対象**：働きやすい職場環境整備と省エネルギー化や二酸化炭素排出量削減を目的に、工場等に遮熱・断熱工事や地下水クーラーの導入工事を施工する市内の中小企業または小規模企業者（以下、「中小企業等」という）。

【主な対象要件】

- ① 市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者が2人以上の中小企業等。
- ② SDGs（カーボンニュートラル）実践事業者への登録をしてあること。
- ③ つばめ子育て応援企業または交付決定日から起算して90日以内に認定を受けること（以下の対象事業のうち1.2の事業の場合のみ要件となる。）。

- ・ **対象事業**：1. 屋根・壁の遮熱・断熱工事

（注意）効果が高いとされる屋根又は天井への施工を必須とし、外壁のみの施工は対象としない。既に屋根及び天井に施工済みの場合は外壁への施工（窓のみの施工を含む）を対象とする。対象経費の額が100万円以上の事業が対象。

2. 地下水クーラーの導入工事

（注意）地下水を冷却媒体として利用する空調機器の導入事業が対象。

3. 小規模企業者※1による窓の遮熱工事

（注意）小規模企業者による窓を対象として行う遮熱工事であって、対象経費の額が10万円以上の事業が対象。

※1. 従業員が商業・サービス業で5人以下、それ以外では20人以下の中小企業者

- ・ **補助内容**：1. 屋根・壁の遮熱・断熱工事

対象経費の1/3以内 上限額：施工面積に応じて以下の区分

面積	子育て応援企業	子育て応援企業プラス
501㎡未満	100万円	120万円
501㎡以上901㎡未満	150万円	180万円
901㎡以上	200万円	240万円

2. 地下水クーラーの導入工事

対象経費の1/2以内 上限額：150万円

3. 小規模企業者による窓の遮熱工事

対象経費の2/3以内 上限額：50万円

- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和8年12月25日（金）

22.働きやすい職場環境整備支援補助金

- ・ **補助対象**：働きやすい職場環境整備と人材の確保及び定着を図ることを目的に、工場などの男女別のトイレ・更衣室・休養室等を設置する市内の中小企業者
 - 【主な対象要件】**
 - ①市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者が2人以上の中小企業。
 - ②新規雇用の計画があること及び従業員確保のための求人を行うこと。
 - ③SDG s（カーボンニュートラル）実践事業者への登録をしてあること。
 - ④つばめ子育て応援企業または交付決定日から起算して90日以内に認定を受けること。など
- ・ **対象事業**：1.男女別トイレの設置 2.男女別更衣室の設置 3.男女別休養室の設置
4.バリアフリートイレの設置 5.工場、倉庫内等に設置する多言語化された（やさしい日本語での）案内表示等の設置
- ・ **対象備品**：更衣室用ロッカー、更衣室又は休養室用の下駄箱、休養室の畳・ベッド、翻訳機
- ・ **補助内容**：対象経費の1/2以内、上限50万円
※ただし子育て応援企業プラスに認定の場合は上限60万円
- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和8年12月25日（金）

23. SDGs 経営（SBT 認証取得等）促進事業補助金

- ・ **補助対象**：市内で 1 年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象事業**：①経営者・従業員を対象とした脱炭素経営への理解促進に向けた研修等の実施
②現状分析・課題把握を目的とした各種診断の実施
③脱炭素経営に向けた各種計画の策定
- ・ **対象経費**：認定支援機関、コンサルタントに支払った業務委託料・研修講師等謝金等
- ・ **補助内容**：対象経費の 1/2 以内、①②③それぞれ上限 10 万円
SBT 認証取得の場合は対象経費の 1/2 以内、①②③それぞれ上限 15 万円
- ・ **交付回数**：1 事業所あたり①②③それぞれ 1 回まで
- ・ **受付期間**：令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

24. 中小企業 CO2 排出量可視化促進事業

CO2 排出量の見える化ツール（※）を用いて、自社の CO2 排出量の把握に取り組む企業を募集します。（※）電気やガスなどの使用量から二酸化炭素（CO2）の排出量を計算できる手法やクラウドサービスの活用など

- ・ **取組対象**：市内の中小企業者（サービス事業者の提供する CO2 排出量の見える化ツールを用いて、過去に CO2 排出量可視化に取り組んだ企業は除く）
- ・ **取組期間**：令和 8 年 6 月または 7 月頃～半年間（予定）
- ・ **取組経費**：無料
- ・ **募集企業数**：約 30 社を予定
- ・ **取組企業募集開始**：令和 8 年 5 月または 6 月頃～（予定）

25. 地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金【拡充】

- ・ **補助対象**：脱炭素を目的に再エネ設備・省エネ設備を設置する中小企業者
- ・ **対象事業**：①太陽光発電システム：設置容量 1 KW につき 5 万円
②蓄電池システム：補助率 1/3（設備用件があります）
③高効率空調機器：補助率 1/2
上限 100 万円(機器設置建物の延べ床面積 250 m²未満)
上限 200 万円(機器設置建物の延べ床面積 250 m²以上)
④高効率照明機器：補助率 1/2
上限 100 万円(機器設置建物の延べ床面積 1,000 m²未満)
上限 200 万円(機器設置建物の延べ床面積 1,000 m²以上)
- ・ **受付期間**：令和 8 年 4 月（予定）～令和 8 年 12 月 24 日（木）※受付開始日は決定次第燕市 HP でお知らせします。

26. 新商品新技術開発支援補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者が行う新商品・新技術の開発
- ・ **対象経費**：謝金、費用弁償、設備導入費、設備借上料、原材料費、外注加工費、委託費、調査費、人件費、旅費及びその他経費
 ※人件費は対象経費の合計額の1/3以内。時間単価2,000円が上限。
 ※旅費は燕市職員旅費規程に基づき積算。20万円が上限。
- ・ **補助内容**：対象経費の1/2以内、上限250万円。
- ・ **交付回数**：1事業所同一年度1回限り。ただし、2ヶ年度連続採択を受けた事業所は、翌年度について申請不可とする。
- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和8年4月24日（金）

27. 基盤技術人材育成支援事業補助金

- ・ **補助対象**：市内に事業所を有する中小企業者で、自社にない加工技術（研磨、溶接、へら絞り（手絞り）、ヤスリ製造など、特定の熟練工に依存される機械化に馴染まない手加工技術）の内製化に取り組む事業者
 ※申請内容は外部の者を含む審査会で審査し、決定します。
 ※手加工技術者からの指導を複数年に渡って受け、内製化を目指す事業が対象。
- ・ **補助内容**：交付決定日から3年以内
 この表に掲げる全ての補助金の合計額につき、初年度250万円、2年目150万円、3年目100万円を上限とする。

対象経費	適用範囲及び算出方法	補助率
技術指導費	専門的技術を有する者に指導を受けた謝礼として支払われる経費	10/10 1時間あたり上限2千円 (1日あたり上限1万6千円)
機械装置費 (初年度のみ)	技術習得や内製化に必要な機械装置又は工具機器の購入、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費。ただし、手加工を伴わない全自動加工機などの先端機械装置は除く。	1/2以内 上限200万円
機械移設費 (初年度のみ)	既設場所からの取り外し又は移設等に要する経費	1/2以内
教材費	技術習得に必要な材料又は消耗品の購入に要する経費	
その他経費	事業遂行上必要とされるもので市長が特に認める経費	

- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和8年10月30日（金）

※事前にご相談ください

28. 企業誘致奨励条例

- ・ **補助対象**：日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、運輸業、情報通信業又はこれらに準ずる事業を営む工場等を市内に建設(新築・移設・増築)する**市外事業者**
- ・ **対象要件**：次の要件のいずれかを満たすもの
 - ①投下固定資本総額(固定資産税の課税標準額の合計) 1 億円以上
 - ②新規常用雇用者数 10 人以上
- ・ **対象内容**：固定資産税の不均一課税
第 1 年度 10/100、第 2 年度 25/100、第 3 年度 40/100、
第 4 年度 55/100、第 5 年度 70/100
※5 年間で 3 年間分の固定資産税を減免
- ・ **受付期間**：随時受付(着工前に申請が必要。なるべく土地の取得前にご相談ください。)

29. 産業開発促進条例

- ・ **補助対象**：日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、運輸業、情報通信業又はこれらに準ずる事業を営む工場等で、「重点促進区域及び工場適地指定地域外」から「重点促進区域及び工場適地指定地域内」へと工場等を移転する市内事業者
- ・ **対象要件**：移転跡地を製造加工の用に供しないこと
- ・ **補助内容**：固定資産税の不均一課税
第 1 年度 10/100、第 2 年度 25/100、第 3 年度 40/100、
第 4 年度 55/100、第 5 年度 70/100
※5 年間で 3 年間分の固定資産税を減免。上限は年間 500 万円。
- ・ **受付期間**：随時受付(着工前に申請が必要。なるべく土地の取得前にご相談ください。)

30. 地域経済牽引事業に係る固定資産税の特例条例

- ・ **概要**：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定により国の同意を得た燕市又は新潟県の「基本計画」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業(地域経済牽引事業)を行う事業者は、固定資産税(市税)の課税免除を受けることができます。
- ・ **対象要件**：次の要件を全て満たす者
 - ①地域経済牽引事業計画(事業者作成)が新潟県の承認を受けていること
 - ②国による「先進性の確認」を受けていること
 - ③地域経済牽引事業の用に供する土地・家屋・構築物の合計取得価額が 1 億円(農林漁業及びその関連業種は 5 千万円)を超えていること
 - ④「企業誘致奨励条例」「産業開発促進条例」による奨励措置を受けていないこと
- ・ **補助内容**：固定資産税を 3 年間課税免除
- ・ **受付期間**：課税が開始される年度の属する年の 1 月 31 日までに申請

31. 企業立地促進補助金

- ・ **補助対象** : 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業を営む者で、管理部門(事務所等)を有する工場・倉庫・事務所を建設(新築・移設・増築)した者
- ・ **補助要件** : 次の要件を全て満たすこと
 - ①重点促進区域又は工場適地指定地域内に工場等を建設すること
 - ②用地取得面積が 3,000 m²以上であり、かつ、工場等の建築面積が取得した用地面積の 20%以上
 - ③用地取得後 5 年以内に工場等を建設し、事業を開始すること
- ・ **補助内容** : 1.用地取得費および、盛土工事費の 20%以内で、上限 1 億円
2.新規常用雇用者のうち、市内居住者 1 名につき 10 万円で上限 1,000 万円
※10 年間の均等分割交付
- ・ **受付期間** : 随時受付 (土地の取得後 60 日以内の申請が必要。土地の取得前にご相談ください。)

32. 産業用地開発事業奨励金

- ・ **補助対象** : 開発許可を受けた市内の重点促進区域又は工場適地指定地域内において、立地企業の誘致を行う不動産業者又はデベロッパー
- ・ **対象要件** : 次の要件を全て満たすこと
 - ①用地取得面積が 3,000 m²以上であり、かつ、工場等の建築面積が取得した用地面積の 20%以上
 - ②立地企業が用地取得後 5 年以内に工場等を建設し、事業を開始し、10 年継続して事業を営むこと
- ・ **補助内容** : 立地企業の用地取得面積 1 m²あたり 1,000 円、上限 500 万円
- ・ **受付期間** : 随時受付 (開発許可を受けた日から 60 日以内の申請が必要。事前にご相談ください。)

33. 工場等取得資金利子補給金【新規】

- ・ **対象者**：日本標準産業分類に定める製造業、卸売業及び道路貨物運送業を営む者で重点促進区域内又は工場適地指定地域内に管理部門（事務所等）を有する工場、倉庫を建設又は空き工場等を取得し、金融機関からその取得資金の貸付を受けた事業者
- ・ **対象要件**：
 - ①工場等を新築・増築する場合
土地取得後 5 年以内に工場等を建設し、事業を開始すること
 - ②空き工場等を取得する場合
土地・建物を取得後 1 年以内に、事業を開始すること。
- ・ **補助内容**：補給対象借入に係る資金(新潟県、燕市の制度資金は対象外)で、期間内に支払った利子に対し、次のとおり補給する。
 - 1. 支払利子の 50%(ただし、産業開発促進条例に該当する場合には 25%)
 - 2. 限度額は年額 500 万円
 - 3. 工場等の稼働日から 5 年以内
- ・ **受付期間**：随時受付（なるべく土地の取得前にご相談ください。）
 - ① 工場等を新築・増築する場合
工場等の着工までに申請
 - ② 空き工場等を取得する場合
土地・建物取得後 60 日以内に申請

34. 空き工場等活用促進補助制度【拡充】

- ・ **補助対象**：日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、道路貨物運送業又はこれらに準ずる事業を営む者で、市内に工場等を有しておらず、重点促進区域又は工場適地指定地域内の空き工場を活用して事業を行う者
- ・ **対象要件**：次の要件を全て満たす者
 - ①空き工場の使用期間が 1 年以上の賃貸借契約を締結する者
 - ②空き工場等の所有者と親族関係にない者
- ・ **補助内容**：次のとおり、空き工場の賃借料の 1/2 以内の額を補助する。

・ 市内居住の新規常用雇用者 0 人又は 1 人	月額	～30,000 円
・ 市内居住の新規常用雇用者 2 人以上 5 人未満	月額	～50,000 円
・ 市内居住の新規常用雇用者 5 人以上 10 人未満	月額	～75,000 円
・ 市内居住の新規常用雇用者 10 人以上	月額	～100,000 円
- ・ **受付期間**：随時受付

企業立地支援

【参考】工場適地指定地域

(※「29. 産業開発促進条例」「31. 企業立地促進補助金」「32. 産業用地開発事業奨励金」「33. 工場等取得資金利子補給金」「34. 空き工場等活用促進補助制度」における重点促進区域とほぼ同じ範囲です。)

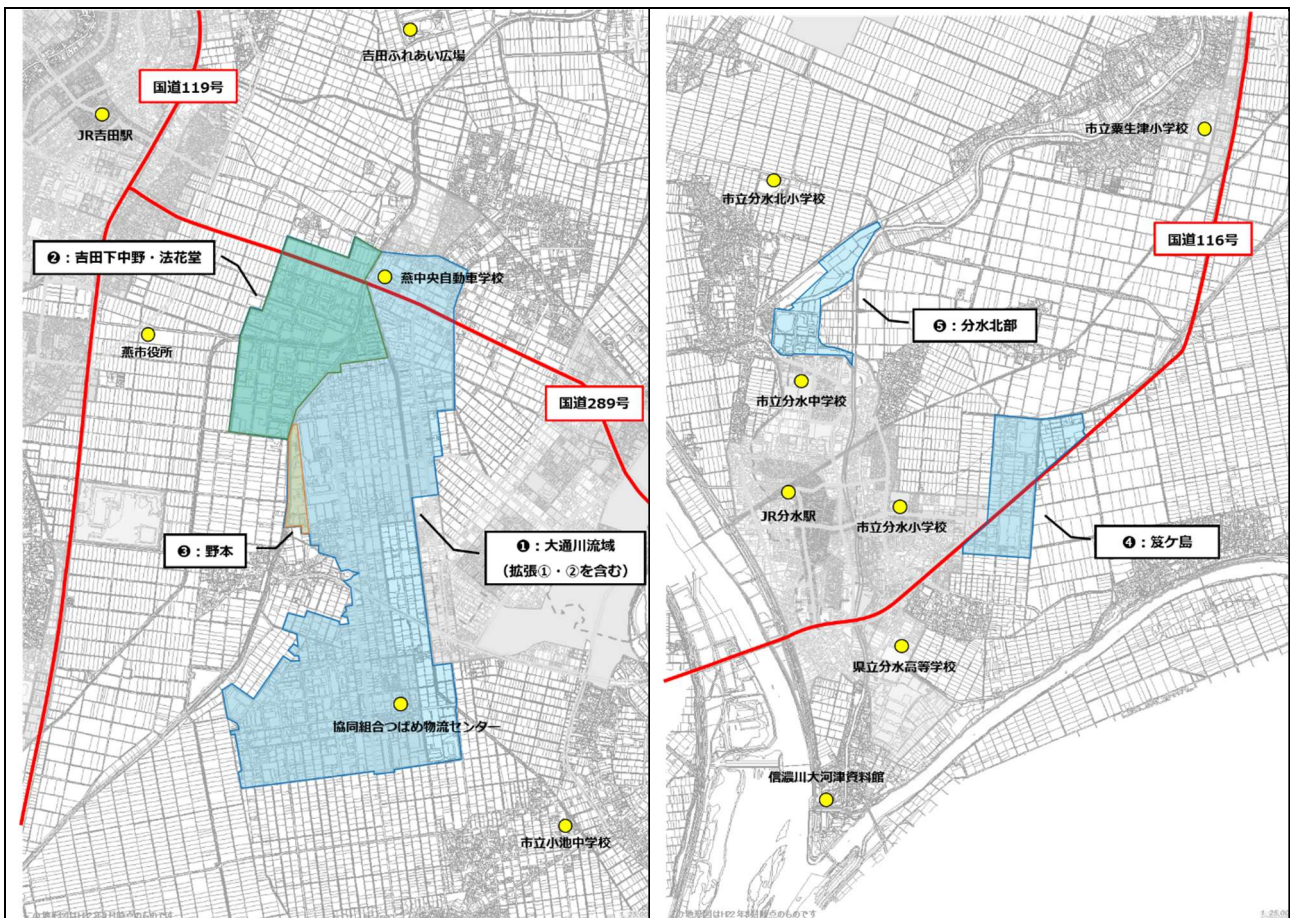
No.1. 大通川流域 約 282.4 ha

No.2. 法花堂・下中野 約 87.7ha

No.3. 野本 約 6.7 ha

No.4. 笈ヶ島 約 38.1 ha

No.5. 分水北部 約 22.6 ha



産業観光受入体制整備支援

35.産業観光受入体制整備事業補助金【拡充】

- ・ **補助対象**：燕市内で1年以上事業を営む中小企業者で観光客等に工場や農場見学を行い、燕市観光協会の団体受け入れ事業者として登録する者

- ・ **対象経費**：

経費区分	補助対象経費	補助率
制作費及び設備費	見学者(対面・多言語化対応)用説明資料の制作費及び説明用備品(ワークショップ含)の購入費 例) 説明資料：パンフレット、動画作成、展示パネル 例) 説明用備品：翻訳機、案内用拡声器、トランシーバー ※備品類：机、イス、パーティション等の移動可能なものは対象外	対象経費の2/3以内 上限25万円
工事費	見学者の通路確保や安全対策のための施設の新設、改修、改装に要する工事費(固定資産または償却資産として処理されるもの) 例) 作業場と通路を隔てる手すり、間仕切り、境界線の設置、防護柵・防護壁	対象経費の1/2以内 上限100万円

- ・ **受付期間**：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※事前にご相談ください

36.産業観光受入協力事業補助金【拡充】

- ・ **補助対象**：燕市内に事業所等を有する法人又は個人のうち、燕市観光協会の団体受入協力企業として登録されている事業者(団体受入協力企業の新規登録については燕市観光協会に問合せ)
- ・ **対象経費**：燕市観光協会からの受入協力依頼に基づき、工場などにおいて製造工程等を見学者に案内する経費

団体区分	補助単価
21人以上の団体等	1回あたり5,000円
20人以下の団体等	1回あたり4,000円

- ・ **受付期間**：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

37.みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金【拡充】

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者が2人以上の中小企業
- ・ **補助内容**：つばめ子育て応援企業およびつばめ子育て応援企業プラス認定の取得・継続推進を目的として行う事業

補助対象事業	補助対象経費	つばめ子育て応援企業 認定を目指す企業 【認定取得支援】	つばめ子育て応援企業 (プラス含む) 【認定継続支援】
社内研修 社外研修	講師謝金、委託費、 研修参加費等	対象経費の2/3以内 上限10万円	対象経費の1/2以内 上限10万円
就業規則改正 コンサル導入 その他	委託費 相談料 市長が適当と認める経費	対象経費の2/3以内 上限20万円	

- ・ **交付回数**：【認定取得支援】1事業者あたり年度内2回、通算3回
【認定継続支援】1事業者あたり年度内1回、通算3回
- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）

38.訪問型職場環境改善支援

- ・ **対 象**：市内企業
- ・ **事業概要**：市が委託する雇用環境の専門家が企業を訪問し、働きやすい職場環境づくりについて、現状をヒアリングするとともに、男性従業員の育児休業取得奨励金をはじめとした市の各種助成制度のほか、国・県の支援制度についても説明します。
- ・ **受付期間**：随時

39.男性の育児休業取得促進奨励金

- ・ **補助対象** : つばめ子育て応援企業（プラス含む）及びそこに勤務する男性従業員
※市内に本社があるつばめ子育て応援企業は、市外事業所に勤務する市民も対象
- ・ **補助内容** : つばめ子育て応援企業に勤務する男性従業員が、2歳未満の子の養育のための育児休業を取得し、かつ、職場復帰後に1か月以上雇用を継続している場合に、下表のとおり奨励金を交付する

育児休業期間	事業主	取得者
連続14日以上29日未満（所定労働日9日以上）	15万円	-
連続29日以上50日未満（所定労働日18日以上）	15万円	5万円
連続又は分割で合計50日以上（所定労働日30日以上）	20万円	10万円

※事業主に交付する奨励金は、年度内20万円が上限になります

※取得者に交付する奨励金は、子1人につき10万円が上限になります

- ・ **対象期間** : 令和8年3月1日～令和9年2月28日に育児休業から復帰したもの
- ・ **受付期間** : 育児休業取得者が職場復帰した日から1か月を経過する日（申請可能期間開始日）から起算して1か月以内

40.育児短時間勤務給付金

- ・ **対象** : つばめ子育て応援企業（プラス含む）に勤務する従業員
※市内に本社があるつばめ子育て応援企業は、市外事業所に勤務する市民も対象
- ・ **内容** : つばめ子育て応援企業に勤務する従業員が、2歳から3歳未満の子を養育するための短時間勤務を実施した場合に、期間に応じて給付金を支給する。
- ・ **支給金額** : 1万円×育児短時間勤務した月数（上限12万円）
- ・ **受付期間** : 2歳から3歳未満の子を養育するための育児短時間勤務が終了した日から1か月以内

☆つばめ子育て応援企業・つばめ子育て応援企業プラス☆

※プラスは令和7年4月1日スタート

従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を「つばめ子育て応援企業」として、そのうち「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」のいずれかの認定を受けた企業を「つばめ子育て応援企業プラス」として市が認定します。つばめ子育て応援企業プラスには、一部補助金において補助限度額の上乗せを行います。

認定申請は随時受け付けています。詳しくは燕市公式ウェブサイトをご覧ください。

41.移住者住宅費補助金（家賃補助金）

- ・ **補助対象**：市外から燕市に住民登録し、交付申請日から遡って180日以内に市内に所在する事業所で新たに勤務を開始した人、又は新たに市内で開業した人
※1年以上の就業又は事業運営が見込まれること
※就業先の事業所について、転勤等による市外転出の見込みがないこと
- ・ **対象経費**：賃貸住宅に係る家賃（会社からの住宅手当等を除いたもの）
- ・ **補助内容**：対象経費の1/2以内、月額上限15,000円
- ・ **交付期間**：最長24ヵ月間交付（最大36万円）
- ・ **申請期限**：住民登録日から180日以内
- ・ **受付期間**：随時

42.移住・就業等支援事業補助金（移住支援金）

- ・ **補助対象**：住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または通勤していた人で、下記のいずれかに該当する人
 - ①新潟県が運営するマッチングサイト求人に応募し採用された人
 - ②新潟県の起業支援事業の採択を受けた人
 - ③テレワーカーであり、燕市内で住宅を取得し、移住元での業務を引き続き行う人
 - ④燕市が認める関係人口であること※詳細はHPをご覧ください
- ・ **補助内容**：単身60万円、2人以上の世帯100万円。
ただし、18歳未満の子1人につき100万円を加算する。
- ・ **申請期間**：住民登録後1年以内
- ・ **受付期間**：令和8年4月1日（水）～令和9年2月上旬

43.子育て世帯移住・就業等支援事業補助金

(子育て世帯移住支援金)

- ・ **補助対象** : 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京圏内（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）に在住していた子育て世帯（ただし、東京 23 区内に在住または通勤していた人を除く）で、下記のいずれかに該当する人
 - ①新潟県が運営するマッチングサイト求人に応募し採用された人
 - ②新潟県の起業支援事業の採択を受けた人
 - ③テレワーカーであり、燕市内で住宅を取得し、移住元での業務を引き続き行う人
 - ④燕市が認める関係人口であること ※詳細は HP をご覧ください
- ・ **補助内容** : 50 万円
- ・ **申請期間** : 住民登録後 1 年以内
- ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月上旬

44.地方就職支援金

- ・ **補助対象** : 東京都内に本部がある大学の東京圏内（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）のキャンパスを卒業する大学生又は大学院生で、新潟県内の企業に就職し、燕市へ移住する人
- ・ **補助内容** : ・ 県内企業への就職活動に要した交通費の 1/2（上限 1 万円）
・ 燕市へ移住する際に要した移転費（上限 81,500 円）
※移転費は前年度に交通費の補助を受けた方が対象となります。
- ・ **申請期間** : 大学等の卒業・修了から 1 年以内
- ・ **受付期間** : 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月上旬